

## 『自然の叡智 人類の叡智』（地球と人類の歴史と未来）

—137 億年前の宇宙のビッグバンから 21 世紀末の 100 億人の世界まで—

2015. 1. 28 本田幸雄

### 第1章 宇宙形成の時代（137 億年前～46 億年前）

137 億年前のビッグバン（宇宙爆発）によって誕生した膨張する宇宙について述べる。

### 第2章 地球形成と冥王代（46 億年前～40 億年前）

その宇宙に 46 億年前に誕生した太陽と地球の形成の様子を述べる。

### 第3章 太古代（40 億年前～25 億年前）

40億年前の原始の海の中で単細胞の生物が誕生したことを述べる。

### 第4章 原生代（25億年～5.4億年前）

単細胞の生物が、10億年前に多細胞に進化したことを述べる。

### 第5章 古生代（5.4億年前～2.5億年前）

動物が多様化し、脊椎動物が上陸して両生類となったことを述べる。

### 第6章 中生代（2.5億年前～6500万年前）

両生類から爬虫類、恐竜、哺乳類、鳥類などが分岐したことを述べる。

### 第7章 新生代第三紀（6500万年前～260万年前）

哺乳類の中から進化した霊長類（サル類）、その霊長類が人類に至る歴史を述べる。

### 第8章 新生代第四紀（260万年前～1.1万年前）

260 万年前のホモ・ハビリス、180万前のホモ・エレクトス、我々人類の直接の祖先である20万年前のホモ・サピエンスなどの進化を述べる。

### 第9章 ホモ・サピエンスの出アフリカと世界への分散（8.5万年前～1.1万年前）

アフリカで育ったホモ・サピエンスの1 グループが8 万5000 年前ごろにアフリカから世界に分散していった様子を述べる（これが現在70億人になった）。

### 第10章 農業のはじまりと定住社会の成立（1.1万年以降）

狩猟採集の移動生活から農業定住の生活に移り、貧富の差、支配する者と支配される者の発生、氏族社会、部族社会、国家の形成までを述べる。

### 第11章 古代の世界（5000 年前～西暦500 年）

メソポタミア、エジプト文明から古代ローマまでの歴史を述べる。

### 第12章 中世の世界（西暦500～ 1500 年）

中世ヨーロッパ、中国でいえば隋・唐から明の時代までの歴史を述べる。

### 第13章 近世の世界（1500 ～ 1800 年）

大航海時代からフランス革命までの近世の歴史を述べる。

### 第14章 19世紀の世界

ナポレオン戦争、産業革命から世界的な植民地主義・帝国主義の19世紀の歴史を述べる。

## 第15章 20世紀前半の世界

第1次世界大戦から第2次世界大戦までの戦争と戦間期の歴史を述べる。

## 第16章 20 世紀後半の世界

戦後の米ソ冷戦、アジア・アフリカ諸国の独立、ソ連の崩壊などを述べる。

## 第17章 冷戦後の20 年 (1991年～2010年)

ソ連崩壊後のアメリカ覇権主義といわれたポスト冷戦期の歴史を述べる。

## 第18章 21世紀の世界—歴史のはじまり

1 ～ 17 章までの歴史についての筆者の要約と、今後、2100 年までの人類のなすべきことについての筆者の提案を述べる。21 世紀の人類が当面する2つの難題、核問題（核兵器、原発）と地球温暖化問題についても、ながい地球（自然）と人類の関わり合いの中から、筆者の見解を述べる。

### I. 『自然の叡智 人類の叡智（地球・人類の歴史）』をまとめた理由

- (1) この地球・人類史を一貫してみるということは、結局、我々人類は何ものか、今後どうすべきか、という共通の認識をもつことを目的としている。
- (2) 人類の活動範囲が広がり、地球・宇宙をも含めた歴史が必要になった。
- (3) 21 世紀の人類の進むべき道は狭く、誤りが許されない道しか残されていない。

### II. 宇宙圏・地球圏・物質圏・生物圏の歴史

宇宙圏の形成—アインシュタインの一般相対性理論

地球圏の形成—プレートテクトニクスとプルームテクトニクス

生物圏の形成—ダーウィンの進化論（1859 年『種の起源』）

自然界—循環

人間界—システム循環

シアノバクテリア—ダーウィンの進化論にのっとり進化。

シアノバクテリア（単細胞）→原核藻類（単細胞。20 億年前出現）→真核藻類（多細胞。10 億年前出現）→植物（陸上。多細胞。4 億年前出現）

21 世紀の世界でこれから述べることであるが、我々人類もシアノバクテリアを見習って安定的に降り注ぐ太陽エネルギーと（現在ありあまって困っている）二酸化炭素と水とをつかって、食料とエネルギー（当面は電気、水素など）をつくり出すシステムで、この地球をおおいつくしたいものである（その技術はもう、手の届くところにきている）。  
光合成の仕組みの主要部はカルビン・ベンソン回路——1950 年にアメリカの化学者メルヴィン・カルヴィンとアンドリュー・ベンソンによって解明（1961 年にノーベル化学賞）

### Ⅲ. 人間（圈）の歴史を動かす原理

#### ○第1原理「創造と模倣・伝播の原理」

ニホンザルなどの霊長類—①血縁制（母系制。ニホンザル社会は乱交であり、近親相姦を防ぐためオスが群れを離脱する）、②順位制（食物・メスをめぐって争わないようにあらかじめ（腕力で）順序を決めておく。基本的にオスの世界は腕力が支配）、③リーダー制（リーダーは劣位者・弱者の味方）、④縄張り制（エサ場を体をはってでも守る）

類人猿のゴリラ—単雄複雌のゴリラ型社会（一夫多妻・ハーレム制）

類人猿のチンパンジーの社会—①父系制（乱交の近親相姦を防ぐためメスが離脱する）、②順位制、③縄張り制、④殺し・食肉（他のサル類と異なって狩猟をする）であることを述べた。そのほかに類人猿のテナガザル、オランウータン、性を中心にしたピグミーチンパンジー（ボノボ）の社会

ホモ（人類）が作り出した社会システム

◇石器製作と肉食のはじまり、火の利用

250 万年前のホモ・ハビリスの時からホモ属となりオールドヴァイ石器を発明し、狩を行い肉食をはじめ、180 万年前からホモ・エレクトスとなった。170 万年前には無毛となり（遺伝子解析からわかった）、160 万年前には火を使用しはじめ、アシュール石器を発明した。

◇家族の形成（一夫一婦制）

◇ヒト重層社会の形成

○ホモ・サピエンスと言語の獲得

◇非遺伝的適応能力＝社会システムあるいは文化の創造

◇宗教の誕生

◇争いの発生

◇ホモ・サピエンスの出アフリカと世界への分散（8.5 万年前～1.1 万年前）

○農業の開始と農業定住社会の新社会システム

○部族社会から首長社会へ

○貧富の差と支配階級の発生

○農業定住社会と戦争の開始

「戦争技術における矛盾の原理」（中国の『韓非子』）

○支配者階級と組織宗教の成立

○国家の成立

○メソポタミア国家の新社会システム形成

◇文字の発明

◇輸送システムの発明

◇農業技術の進歩

◇加工貿易のはじまり

◇統治の仕組み（政治）もつくった

シュルギ（第2代目。在位：紀元前2094～2047年）—『ウル・ナム法典』

バビロニアのハムラビ王（在位：前1792～前1750年）—ハムラビ法典

◇戦争技術も発達させたメソポタミア文明

## ○第2原理「支配階級と被支配階級の支配・被支配の原理」

○人間の本质と国家統治システム

20世紀のアメリカの心理学者アブラハム・マズロー（1908～1970年）の「欲求段階説」人間がもつ欲求の最大限のものは「ヒトを支配すること」となる。最初に権力をとったものが、単純に自分の欲求にしたがって「ヒトを支配した」と考えれば、そしてその最初の統治システムが、創造と模倣・伝播の原理によって、伝播していったと考えれば、古代、中世、近世の国家が基本的に専制独裁国家になったのも理解できる。

○国家形成の理由＝一元的に統治する（支配する）ため

## IV. 21世紀前半に当面する人類の難問

図18-5 世界人口の推移

図18-207 人類が当面する21世紀の試練

図18-7 産業革命と新規産業

《第4次産業革命》—【18-6】資本主義の行き詰まりは第4次産業革命で解決する

表18-22 第4次産業革命の特徴

図18-134 産業革命と技術波及

図18-136（もとは図10-36） 第4次産業革命の波及

## V. 人類と戦争（どうしたら人類は戦争をやめることができるか）

中世の正戦論 聖戦論

国際法

19世紀～植民地主義・帝国主義時代の欧米列強

★同盟政策—勢力均衡論—覇権主義

★カントの『永遠平和論』→国際連盟→不戦条約→国際連合

《本来の国連の集団安全保障制度》

もう一度、本来の国連の集団的安全保障制度を要約すると以下ようになる。

国連は、人類が従来とってきた勢力均衡方式をやめて集団安全保障の制度を設定している。これは対立関係にある国家をも取り込んだ1つの集団を形成し（世界の国々を国連という1つの組織に取り込んで）、集団内の一国が他国に対して行う武力攻撃は集団の構成国

すべての共通利益への侵害であるとして加害国に集団的な制裁行動をとることを通じて、集団構成国全体（つまり、国連加盟国全体）の安全を保障する方式である。

具体的には、前述したように、国連憲章は、紛争の平和的解決義務を設定するとともに（第 2 条 3 項）、国際関係における武力による威嚇または武力の行使を禁止した（第 2 条 4 項）。

そのうえで、国際の平和と安全の維持に関する主要な責任をいわゆる 5 大国を常任理事国とする安全保障理事会に負わせ（第 24 条）、同理事会に、国際の平和に対する脅威、平和の破壊、侵略行為の認定の権限（第 39 条）と、国際の平和と安全を維持・回復するための強制措置の発動の権限（第 41 条以下）を与えている。

この第 6 章 紛争の平和的解決から、第 7 章 平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動への流れは、第 33 条〔平和的解決の義務〕→第 34 条〔調査〕→第 35 条〔提訴〕→第 36 条〔調整の手続と方法の勧告〕→第 37 条〔付託の義務と勧告〕→第 38 条〔合意による付託〕→（ここより第 7 章）第 39 条〔安全保障理事会の一般的権能〕→第 40 条〔暫定措置〕→第 41 条〔非軍事的措置〕—安全保障理事会は、その決定を実施するために、兵力の使用を伴わないいかなる措置を使用すべきかを決定することができ、且つ、この措置を適用するように国際連合加盟国に要請することができる。この措置は、経済関係及び鉄道、航海、航空、郵便、電信、無線通信その他の運輸通信の手段の全部又は一部の中断並びに外交関係の断絶を含むことができる。とやるべきことはやって、それでもダメであれば最後に軍事的措置に至る。

第 42 条〔軍事的措置〕—安全保障理事会は、第 41 条に定める措置では不十分であろうと認め、又は不十分なことが判明したと認めるときは、国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な空軍、海軍又は陸軍の行動をとることができる。この行動は、国際連合加盟国の空軍、海軍又は陸軍による示威、封鎖その他の行動を含むことができる。その手続きが第 43 条から第 50 条までに記されている。

ここで強調されるべきことは、国連憲章自身が規定する**自衛（第 51 条）の場合**と憲章の**集団安全保障に基づく強制措置（第 42 条。軍事的措置）**の場合を除いて、武力による威嚇および武力の行使は全面的に禁止されたのである。さらに、こういう武力行使禁止原則は一般国際法の強制規範と考えられている。

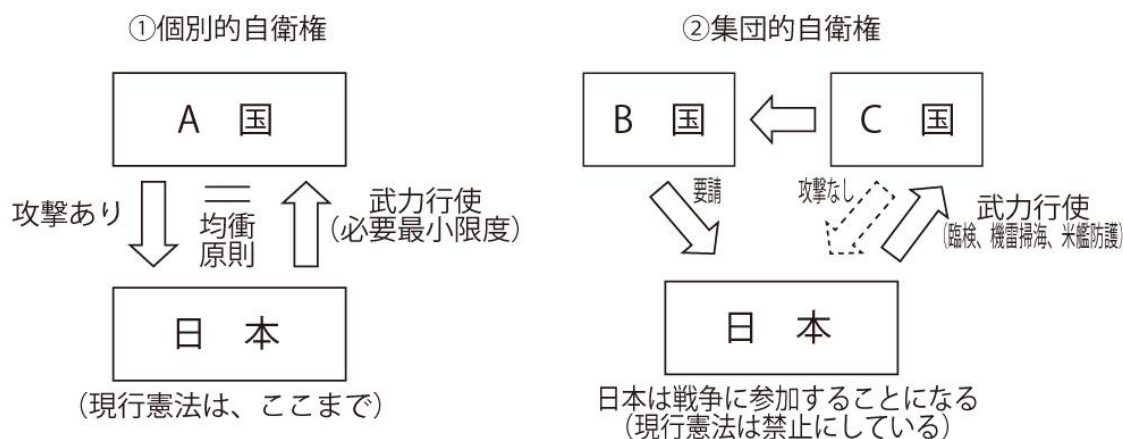
このように国連の集団安全保障制度は、第 2 次世界大戦後の世界で完璧に戦争を防止する仕組みになっていたはずであったが、問題は前述したように最終段階（サンフランシスコ会議）の裏舞台でアメリカの画策によって第 51 条に「集団的自衛権」が挿入されたことによって、国連の集団安全保障制度の概念は顛倒してしまうことになった。

この本来の国連の集団安全保障制度と現実とがいかに乖離してしまったかを見よう。

**第 51 条** この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和および安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的または集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使にあたって加盟

国がとった措置は、ただちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和および安全の維持または回復のために必要と認める行動をいつでもとるこの憲章に基づく権能および責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。

図 18-212 個別的自衛権と集団的自衛権



憲法第 9 条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

- 2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

#### ○国連骨抜き第 1 号は全米相互援助条約

アメリカは、さっそく 1947 年 9 月 2 日にこの国連憲章第 51 条を利用して、アメリカ合衆国および中南米の 21 ヶ国、あわせて 22 ヶ国の間で、全米相互援助条約という安全保障条約を結んだ。チャプルテペック協定の発展したものであり、リオ・デ・ジャネイロにおいて署名され、翌年 12 月 3 日発効した。国連憲章に規定する地域的取極めとして、戦争または武力行使を否認し (1 条)、相互間の紛争を平和的手段によって解決することを誓約するが (2 条)、本条約の核心は防衛条項 (3 条～9 条) にある。一締約国に対する武力攻撃を全締約国に対する攻撃とみなし、集団的自衛権に基づいて相互援助ないし共同防衛を組織化するというものである。

つまり、国連の中にアメリカを中心とした 1 グループ (同盟) の別個の集団的安全保障制度をつくったのである。こうなれば、本家本元の国連の集団安全保障制度は形骸化され、内部から崩壊してしまうのは当然のことであろう。

《明らかな憲法違反である》

このたびの閣議決定は、前記の憲法第9条の文言には手をつけていない（変えてない）。しかし、閣議決定で、この文章によって、「集団的自衛権は行使できない」としていたものを、「集団的自衛権は行使できる」と変えたのである。従来、この憲法第9条が期待している効力をこの閣議決定でその効力をまるきり反対に変えたのであるから、この閣議決定は憲法第9条の変更の効力をもっている。従って、憲法改正と同じ効力を持つことになる。

たとえば、もっと、わかりやすい例で示せば、第9条の前の、第8条をみると、

憲法第8条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

となっているが、これを閣議決定で「第8条で・・・国会の議決に基かなければならない、となっているが、それは基づかなくてもよい」として解釈して施行すれば（憲法改正なしで）、あきらかに憲法第98条に違反している。

さきほどの憲法第9条もこれと同じで、第9条の文章は変わっていないが、第9条が期待する効果と反対の効果がでるようにしたのであるから、これは明らかに憲法第98条に違反し、閣議決定は取り消されなければならない。

★覇権の交代期がやってくる

- 【1】国連の本来の機能を拡充する
- 【2】核兵器を国連の管理とする
- 【3】国連の軍縮委員会の機能を拡充する
- 【4】総会のもとに総務委員会を置く

## V. 少子高齢時代の社会システム

南海トラフ等—2000 kmに1 kmおきに人工地盤（層構造モジュール）

2000×10 億円=2 兆円 10 年間 年予算 2000 億円

100 年かけて、太平洋沿岸部からの内陸部への都市の移転

地域政策の抜本的見直し—道州制 累進課税制の強化 非正規雇用制の廃止

コミュニティシステムの再生、定年制の廃止、医療・福祉システムの見直し、

地方大学の第4次産業革命化